

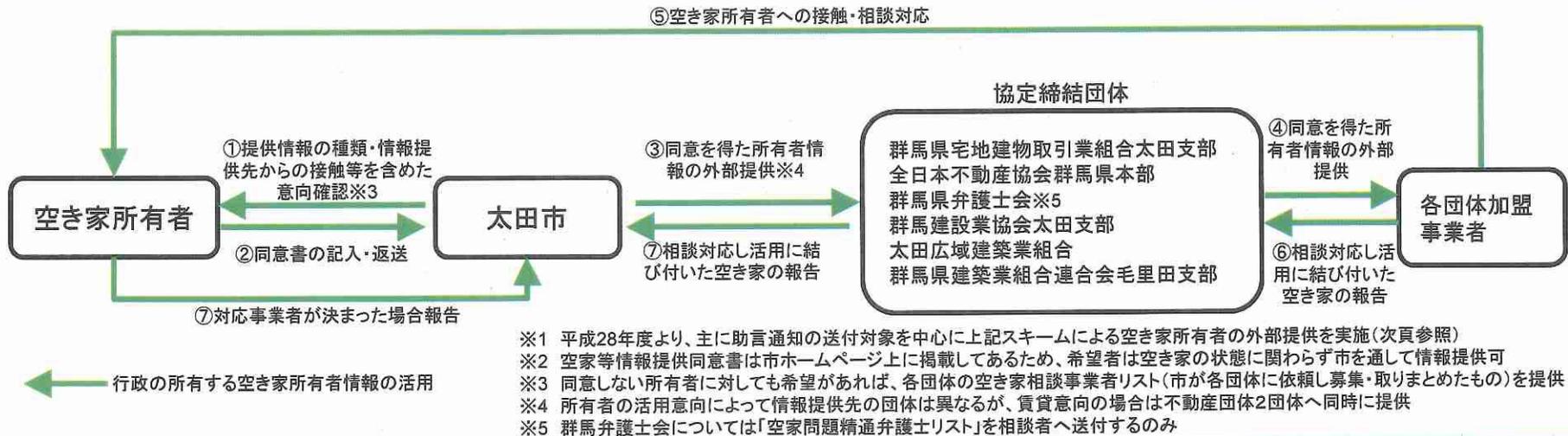
群馬県太田市

事業名称：空家所有者等の個別相談

- 市は、これまでも所有者情報等の外部提供により空き家利活用等を推進する取組を行ってきた。
- この取組を、管理不全の空き家所有者において推進するため、所有者が抱える個別の課題を把握し、民間の専門事業者が作成する提案書を所有者へ送付する。

1. 所有者情報の外部提供の流れ

(対象とする空き家：主に住民から苦情・通報があり助言通知等で対応している空き家※¹、市で把握している適正管理空き家※²)



2. 情報提供における官民の役割

【太田市】

- 対象となる空き家の抽出
- 所有者への情報提供意向確認
- 所有者の課題把握
- 各団体へ回答書作成依頼および同意書を提出した所有者情報の提供

【民間事業者(団体)】

協定締結団体(弁護士会は事業者リストの作成のみ)

- 同意書により情報提供を受けた所有者への接触・相談対応
- 外部提供の取組みに対応する事業者リストの作成
- 市から依頼を受けた回答書の作成・提出

空家対策協議会参画団体(群馬県土地家屋調査士会、群馬司法書士会)

- 市から依頼を受けた回答書の作成・提出および所有者等からの相談対応

3. 情報提供における取り決め等

- 賃貸意向以外は、弁護士会を除く5団体に同時に情報提供
- 所有者情報を提供する事業者の選定については、各団体に一任(所有者への提案書作成も同様)
- 空き家所有者に対しては、同意書面上で「情報提供の流れ」「情報提供先」「行政の役割」等について明記
- 情報提供先の団体とは、原則として協定を締結